

記入例

年の途中から課税事業者になった方用

本則課税事業者用 税率区分表 (事業所得)

区分	登録日から期末までの金額	登録日以降の売上中 登録日前の取引	インボイス				非課税・対象外
			軽減8%	10%	軽減8%	10%	
売上	1,543,542					1,543,542	
税務署から届いた通知書に記載されている登録日から12月31日までの金額を集計します							
原価	321,546	110,000	32,400			179,146	
区分	登録日から期末までの金額	登録日以降の支払中 登録日前の取引	インボイス対象外(80%控除)※2		インボイス(100%控除)※1		非課税・対象外
			軽減8%	10%	軽減8%	10%	
租税公課	50	50					50,000
荷造運賃							
水道光熱費	31,241	15,143				16,098	
旅費交通費	15,243					15,243	
通信費	36,142	12,184				23,958	
広告宣伝費							
接待交際費	48,245		10,152		6,739	21,354	10,000
損害保険料	4,720						4,720
修繕費							
消耗品費	11,524					11,524	
減価償却費							
福利厚生費	21,523			21,523			
給料賃金							
外注工賃							
利子割引料							
地代家賃	150,000					150,000	
貸倒金							
雑費							
計	368,638	27,327	10,152	21,523	6,739	238,177	64,720

登録日以降に支払った金額の内、登録日前のお仕事に掛る売上や支払が左の欄の金額に含まれている場合は、インボイスの対象外となりますので、この欄に金額を記載します。

非課税・対象外はこちらに記載します。

※1 利用する方は収入欄の記載だけで大丈夫です

前月分の仕入代金110,000万円をインボイス登録日後に支払、その支払時に経費計上したケース

取引先がインボイス業者以外の場合は、軽減8%・10%の区分に分けて、こちらの欄に金額を記載します。(特例対象は除きます)

取引先がインボイス業者、少額特例等の特例対象の取引は軽減8%・10%の区分に分けて、こちらの欄に金額を記載します。

※1 インボイス制度後、1万円未満の課税仕入に対する「少額特例」対象はこちらに含めます
 ※2 支払相手先が「インボイス登録」を行っていない場合の「経過措置(80%控除)」はこちらに記載します